

(3) 保育料・給食費・延長保育料一覧表

(単位：円)

階層	世帯の階層区分 定義	保育料等の月額(1人につき)				区立保育園、区立認定こども園 延長保育料の月額(1人につき)				
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育料	給食費	保育標準時間				
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0		0	0	0		
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	0	0	0		0	0	0		
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400	7,300	0	免除	900	900	900	
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500	9,400	0		900	900	900	
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300	11,200	0		900	900	900	
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300	18,000	0		1,800	1,300	1,300	
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000	22,700	0		2,300	1,500	1,500	
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000	26,600	0		2,700	1,800	1,800	
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700	29,200	0		2,900	2,000	1,900	
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300	31,800	0		3,200	2,100	2,100	
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700	35,100	0		3,500	2,300	2,300	
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300	37,700	0		3,800	2,500	2,300	
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800	40,200	0		4,000	2,700	2,400	
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800	42,100	0		4,200	2,800	2,400	
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500	44,800	0		4,500	2,900	2,400	
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800	47,000	0		4,700	3,000	2,500	
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000	49,200	0		5,000	3,000	2,500	
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000	51,200	0		5,200	3,000	2,500	
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500	52,600	0		5,300	3,100	2,600	
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500	54,600	0		5,500	3,200	2,600	
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000	56,100	0		世田谷区立園は 4,500円 上記以外の園は 各施設で定めた 額	5,700	3,200	2,700
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500	57,600	0			5,800	3,300	2,800
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000	60,000	0	6,100	3,400	2,900			
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000	63,000	0	6,400	3,500	3,000			
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300	66,200	0	6,700	3,600	3,100			
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500	69,400	0	7,000	3,700	3,200			
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000	71,800	0	7,300	3,800	3,200			
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500	73,300	0	7,400	3,800	3,300			
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000	74,800	0	7,600	3,900	3,400			
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000	75,700	0	7,700	4,100	3,500			
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000	76,700	0	7,800	4,200	3,700			
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000	77,700	0	7,900	4,300	3,800			

※一覧の3歳未満児とは0～2歳児クラス、3歳以上児とは3～5歳児クラスのことです。

※保育料を決定する際の住民税所得割課税額は、住宅借入金等控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。

※区立保育園、区立認定こども園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児(3～5歳児クラス)の保育料は無償化されますが、給食費、延長保育料は無償化の対象外です。

【給食費の実費徴収】に関する詳細は、41ページをご確認ください。

※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じになります。

後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのぼり保育料を決定し直します。

※一覧の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の住民税所得割課税額により行います。